

教育学院院生学会発表奨励金制度取扱要項

平成 26 年 1 月 6 日 学院教務委員会
平成 27 年 8 月 11 日 (一部改正)
学院教務委員会
平成 29 年 4 月 14 日 (一部改正)
学院教授会
平成 29 年 10 月 13 日 (一部改正)
学院教授会
令和 4 年 5 月 6 日 (一部改正)
学院教授会
令和 5 年 7 月 28 日 (一部改正)
学院教授会
令和 5 年 10 月 13 日 (一部改正)
学院教授会

1. 制度の目的

本制度は、教育学院院生（以下「院生」という。）が学会に参加し見聞を広め、学位論文執筆に向けて研究活動を促進するため、院生の学会発表を支援することを目的とするものである。

2. 支給対象者

休学者を除く博士後期課程及び修士課程の院生のうち、学会で教育学院に所属する院生として登壇発表する者（ポスター発表を行う者も含む。発表は個人または共同のいずれでもよい。）で、申請に基づいて採用された者。ただし他の経費（外部の機関からの経費を含む）から学会発表にかかる旅費の一部あるいは全額の支給を受けるものを除く。

3. 支給金額

別表のとおりとする。

4. 申請手続き

(1) 申請時期・方法

当該年度の学会発表に関わる申請は、学院教務委員会が定める所定の期日までにオンラインにて行うものとする。

(2) 申請の要件

申請は、当該年度の発表予定に基づいて行う。発表が受理されていることを要件としない。なお、当該年度での、国内の申請は2回まで、海外の申請は1回のみとする。

(3) 現地会場で対面参加することを要件とする。

5. 支給対象者の選考及び決定

指導教員による申請内容の確認を経て支給候補者を決定する。

支給候補者の中から、国内、海外ともに予算額の半分を上限とし、以下の優先順位を原則として学院教務委員会で選考を行い、支給対象者を決定する。

- ① 現在在籍中の課程に入学後、本奨励金を受けた回数が少ない者。ただし、入学後の在籍年数が3年を超えるものは、過去3年以内の回数とする。
- ② 海外の場合、支給金額の高い地域での学会発表に申請している者。
- ③ 現在在籍中の課程での在籍年数が長い者。ただし、3年を超えるものは、一律に3年とみなす。
- ④ 予算の執行状況に応じて、国内か海外のいずれかで上限を越えて支給対象者を決定する。
- ⑤ 同じ優先順位にある複数の支給対象者から選考する場合は抽選によって決める。
- ⑥ ①から⑤によって国内、海外各1回の選考を行う。予算の執行状況に応じて、国内の2回目の選考を実施する。

6. 学会発表後の報告

以下のものを、学会発表終了後2週間以内に教育学務部教務担当に提出すること。

- ① 学会発表奨励金使用報告書
- ② 学会プログラム（開催場所、期間、発表の日時、発表者としての氏名が記載されたもの）
- ③ 学会発表報告要旨（報告要旨集に掲載のもの）

なお、本学院全体への成果還元として報告会等で発表を求める場合がある。

上記報告期限を過ぎたものについては、学院教務委員会の決定により、奨励金を支給しない場合がある。

7. 支給時期

前項の報告を行った後、所定の手続きを経て支給する。

8. その他

(1) 中止

学会発表を中止した場合は、速やかに教育学事務部教務担当まで報告すること。なお、やむを得ない理由により中止した場合、キャンセル料の一部又は全部を支給する場合がある。

(2) 変更

発表する学会の変更は、原則として認めない。ただし相応の理由がある場合は、学院教務委員会の議を経て認めることがある。その場合、変更後の学会開催地域に関わらず、採択された支給予定金額を上限とする。

(3) 支給対象者の追加

発表の中止等に伴い、学院教務委員会は年度当初の選考で不支給となった者の中から支給対象者を追加することができる。

(4) 追加募集

予算の執行状況に応じて、学院教務委員会は追加募集を行うことができる。

(5) 点検

提出された学会発表奨励金使用報告書、学会プログラム及び学会発表報告要旨は、学院教務委員会が適宜点検する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、学院教務委員会で定めるものとする。

附 則（平成 26 年 1 月 6 日学院教務委員会決定）

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 11 日学院教務委員会決定）

この要項は、平成 27 年 8 月 11 日から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 14 日学院教授会決定）

この要項は、平成 29 年 5 月に行われる学会発表から適用する。

附 則（平成 29 年 10 月 13 日学院教授会決定）

この要項は、平成 29 年 5 月に行われる学会発表から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 6 日学院教授会決定）

この要項は、令和 4 年 5 月 6 日から適用する。

附 則（令和 5 年 7 月 28 日学院教授会決定）

この要項は、令和 5 年 4 月に行われる学会発表から適用する。

附 則（令和 5 年 10 月 13 日学院教授会決定）

この要項は、令和 6 年 4 月に行われる学会発表から適用する。

別表

学会開催場所	支給額
北海道	支給なし
国内	6万円
東アジア（中国，台湾，韓国，北朝鮮，モンゴル）	10万円
東南アジア	12万円
オセアニア	20万円
上記を除く国外	30万円